

○宇都宮市森林公園条例施行規則

昭和53年12月22日
規則第69号

(趣旨)

第1条 この規則は、宇都宮市森林公園条例(昭和53年条例第43号。以下「条例」という。)第12条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(平17規則68・一部改正)

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例の例による。

(使用許可の申請等)

第3条 条例第3条第1項及び第5条の規定により、行為の許可又は施設の使用許可を受けようとする者は、森林公園内行為・施設使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請について許可したときは、当該申請者に対し、森林公園内行為・施設使用許可書を交付するものとする。

3 条例第5条の規定による施設の使用申込みは、利用しようとする日の6月前から受け付けるものとする。

(昭55規則14・平3規則46・一部改正)

(レクリエーション施設の開設期間等)

第4条 条例第5条に規定するレクリエーション施設(有料施設を除く。)の名称、開設期間及び利用時間は、次のとおりとする。

施設名	開設期間	利用時間
キャンプ施設	4月1日から10月31日まで	午前11時から翌日の午前10時まで
キャンプファイア施設	7月1日から9月30日まで	午後4時から午後9時まで
バーベキュー施設	1月4日から12月28日まで	午前9時から午後4時まで
魚つり施設	1月4日から12月28日まで (5月1日から5月31日までは除く。)	午前9時から午後4時まで

2 条例第5条の2に規定する少年自然の家の開設期間及び利用時間は、次のとおりとする。

開設期間	利用時間
1月4日から12月28日まで。ただし、毎週火曜日(4月29日から5月5日まで及び7月20日から8月31日までの火曜日を除く。以下同じ。)は休館日とし、火曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日を休館日とする。	午前11時から翌日の午前10時まで

3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、開設期間又は利用時間を変更することができる。

(平3規則46・全改、平15規則12・一部改正)

(使用料の減免)

第4条の2 条例第5条の4の規定により使用料の全部又は一部の免除を受けようとする者は、森林公園有料施設使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の減免申請があつた場合において、減免すべき正当な理由があると認めるときは、当該申請者に対し、森林公園有料施設使用料減免決定通知書を交付するものとする。

(昭55規則14・追加、平3規則46・旧第4条の3繰上・一部改正)

(遵守事項)

第5条 条例第7条の規定による利用者の守るべき事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。
- (2) ごみ、吸がら等は責任をもつて処理し、常に清潔の保持に努めること。
- (3) 拡声器、ラジオ等により著しく騒音を発しないこと。
- (4) 秩序又は風紀を乱す行為をしないこと。
- (5) 立入禁止区域として指定した場所には立ち入らないこと。
- (6) 指定した場所以外で野営をし、車両を乗り入れ、又は駐車しないこと。
- (7) その他管理者の指示に従うこと。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第6条 条例第9条の規定により指定管理者に森林公園の管理を行わせる場合における第3条の規定の適用については、同条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(平17規則68・全改)

(様式)

第7条 この規則に規定する申請書等の様式は、別に定める。
(平3規則46・追加)

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。
(平3規則46・旧第7条繰下)

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

附 則(昭和55年3月21日規則第14号)

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和58年5月21日規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年12月20日規則第46号)抄

1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月28日規則第12号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年6月24日規則第68号)

この規則は、公布の日から施行する。